

東電福島原発事故に関する損害賠償の請求を促すための広報・相談等の取組

令和 6 年 2 月 5 日

(全体方針)

・賠償請求を促すため、国と関係機関が連携して、地方自治体等に御協力いただきながら  
広報・相談活動を更に実施し、必要な情報の周知に努める。

上記の方針を踏まえて、令和 5 年 9 月以降、以下の活動を実施。

※実施予定のものも含む。

※ADRセンターの広報等の取組は資料 2 も参照。

1 追加賠償を含む賠償請求を促す広報活動

(1) 被災 12 市町村等 (チラシ・地元広報紙等)

① 新しく作成したチラシについて、関係機関への送付 (主な配布先は以下のとおり)

【令和 6 年 3 月予定】

(i) 自治体<sup>(※1)</sup>

(※1) 福島県、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村、南相馬市、川内村、楡葉町、川俣町、広野町、田村市、伊達市、いわき市等

(ii) 商工会連合会、商工会議所、病院、社会福祉協議会、農業協同組合中央会、中小企業団体中央会、漁業協同組合連合会、市長会、町村会 (福島県と連携)

(iii) 避難者支援団体等

(生活再建支援拠点 (26 拠点)、みんぷく (3.11 被災者を支援するいわき連絡協議会) など)

(iv) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)、法テラス、復興庁福島復興局等の関係機関

(v) 47 都道府県弁護士会 (日本弁護士会と連携)

(vi) 47 都道府県司法書士会 (福島県司法書士会と連携)

(vii) 被災 12 市町村の道の駅

(viii) 県内を通る高速道路 (常磐、磐越、東北自動車道) の SA・PA (NEXCO 東日本と連携)

(ix) 商業施設 (複合商業施設、コンビニエンスストア、スーパー、直売所等)

② 被災者に向けた情報発信 (把握する未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等を含む御案内、地元自治体と連携した情報提供、ホームペー

ジの賠償トップページへ消滅時効の考え方を掲載、「第四次総合特別事業計画」への明記等）〈東京電力〉

(2) 福島県内（地元メディア等）

- ① 福島県と連携し、復興公営住宅全戸にチラシ送付【令和5年3月～】
- ② 福島県内の民放4局（福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島）でテレビCMの放映【令和6年2月～3月予定】
- ③ 福島県内の地元新聞への対談記事広告の掲載【令和6年3月予定】
- ④ 福島県内の地元新聞へのチラシ折り込み【調整中】
- ⑤ 被災者に向けた情報発信〈東京電力〉
- ⑥ 避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域の自治体、銀行各支店等への追加賠償請求に関するポスター掲示及びチラシ配布【令和6年2月～4月予定】〈NDF〉

(3) 全国（文部科学省 WEB サイト、政府広報等）

- ① 被災者に向けた情報発信〈東京電力〉
- ② SNS（facebook や X（旧 Twitter））を活用した説明会開催等についての情報発信〈ADRセンター〉

2 被災者の御要望に応じた個別相談活動、請求手続支援

- ① 請求漏れチェックシートの活用促進 〈NDF〉
- ② 未請求項目の有無に対する問合せ対応 〈東京電力〉
- ③ 無料法律相談の実施 〈NDF、法テラス<sup>(注2)</sup>〉  
(注2) 令和3年4月1日以降の申込みは一定の要件を満たした方に対してのみ実施
- ④ ADR申立てに係る説明会への調査官の派遣 〈ADRセンター〉
- ⑤ 相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート 〈東京電力〉
- ⑥ 追加賠償に係る請求書作成支援 〈NDF〉

3 今後の予定

- 上記「1」、「2」の取組について、追加賠償請求を促すことを含め、継続して実施するとともに、地方自治体等からの御意見等を踏まえた広報・相談活動を進めていく。

# 原子力損害賠償の請求を促すための広報・相談等の対応状況

## 1. 多くの人々へ周知

※令和2年1月以降。前回報告（昨年9月）からの更新部分（予定含む）は青字。

### (1) 被災12市町村等（チラシ・地元広報紙等）

- ・自治体・関係機関へのチラシ・ポスターの送付
- ・令和5年度に新しいチラシを作成
- ・地元広報紙に継続的に記事掲載



- ・基本的に被災12市町村の全ての世帯（約7万世帯）へ複数回周知
- ・県外などの避難者へ周知

### (2) 福島県内（地元メディア等）※(1)を除く

- ・地元紙への広告掲載・チラシ折り込み  
福島民報：約24万部×22回  
福島民友：約17万部×19回
- ・福島県内民放各局でTVCMの放映
- ・福島県内ラジオ局でラジオCM放送
- ・県内の全市町村役場へチラシ・ポスター送付



- ・福島県で購読世帯数の上位2紙（県内世帯数の5割以上）に複数回広告掲載
- ・県内全ての市町村に周知

### (3) 全国（文部科学省WEBサイト、政府広報等）

- ・主要5紙全て、ブロック紙（4紙）、地方紙（65紙）に広告掲載
- ・全国のFMラジオ局系列、全国のAMラジオ局系列でCMを放送
- ・全都道府県の弁護士会、司法書士会等にポスター配布
- ・Yahoo!バナー広告の掲載
- ・文部科学省広報WEBサイトの改良
- ・文部科学省広報動画の作成



- ・全ての都道府県への避難者へ周知

## 2. きめ細かな個別対応

- (1) 東京電力が未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等で個々に対応
- (2) NDFの請求漏れチェックシートの活用促進、東京電力が問合せ対応
- (3) NDF、ADRセンターによる相談会等の開催・協力（計1,282回 うち令和5年合計372回）
- (4) 効果的な広報手法を調査。同調査を参考に広報を行い、その効果を調査する業務を委託。
- (5) 病院、介護施設、道の駅等にポスターを掲示、商業施設、郵便局でチラシを設置・配布
- (6) NDFの相談会等にて追加賠償に係る請求書の作成支援を実施